文京区告示第 188 号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の三第一項及び第二項の規定により、区道上の違法放置等物件を除去し、保管したので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

当該違法放置等物件の占有者等は、文京区土木部管理課に申し出ること。告示の日から起算して六月を経過してもなお保管した違法放置等物件を返還することができないときは、当該違法放置等物件の所有権は文京区長に帰属する。

令和8年9月4日

文京区長　成澤　廣修

名称又は種類、形状及び数量	放置場所及び除去日時	保管を始めた日時及び保管の場所	防犯登録番号又は車両番号標
普通自転車 赤色 C.A.R.G社製 一台	文京区湯島三丁目三十九番十号先 令和八年八月二十日十一時	令和八年八月二十日十一時三十分 文京区音羽一丁目二十三番先（第一保管所）	兵庫県 900H573129
普通自転車 黒色 メーカー不詳 一台	文京区本郷四丁目七番六号先 令和八年八月二十一日十時三十分	令和八年八月二十一日十一時 文京区音羽一丁目二十三番先（第一保管所）	南千住 C76258

普通自転車 白色 メーカー不詳 一台	文京区本郷四丁目七番六号先 令令和八年八月二十一日十時三十分	令和八年八月二十一日十一時 文京区音羽一丁目二十三番先（第一保管所））	目黒 C04850
普通自転車 黒色 JEEP 社製 一台	文京区本郷二丁目二十九番八号先 令和八年八月二十五日十一時	令和八年八月二十五日十一時三十分 文京区音羽一丁目二十三番先（第一保管所）	小松川 I69242
普通自転車 赤色 メーカー不詳 一台	文京区向丘一丁目八番先 令和八年八月二十八日十一時三十分	令和八年八月二十八日十二時 文京区音羽一丁目二十三番先（第一保管所）	富坂 79683
普通自転車 黒色 GIANT 社製 一台	文京区千駄木三丁目四十七番二号先 令和八年八月二十八日十一時三十分	令和八年八月二十八日十二時 文京区音羽一丁目二十三番先（第一保管所））	神奈川県警 鶴見 0467978
普通自転車 黒色 メーカー不詳 一台	文京区本郷二丁目十五番十八号先 令和八年八月二十八日十一時三十分	令和八年八月二十八日十二時 文京区音羽一丁目二十三番先（第一保管所））	本富士 A27409
普通自転車 黒色 メーカー不詳 一台	文京区向丘一丁目八番先 令和八年八月二十八日十一時三十分	令和八年八月二十八日十二時 文京区音羽一丁目二十三番先（第一保管所））	埼玉県警 2035189